

# 三戸地区衛生センター運営管理業務

## 発注仕様書

(債務負担行為設定)

平成30年11月

三戸地区環境整備事務組合

# 一 般 仕 様 書

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、三戸地区環境整備事務組合（以下「甲」という）が設置した三戸地区衛生センターし尿処理施設（以下「施設」という。）の運転管理業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

(業務の範囲)

第2条 業務の委託範囲は、特記仕様書に掲げる委託業務及びこれらに付随する一切の業務とする。

(業務の履行)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識して、施設の運転を円滑に行うとともに、施設の機能を十分に発揮できるよう契約書、仕様書、特記仕様書、運転管理マニュアルその他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(運転管理)

第4条 乙は、施設の運転にあたっては、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うこと。

2 乙は、施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

(総括責任者の選任)

第5条 乙は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者（以下「従業者」という。）を配置し、従事者の中から、施設の円滑な運転の総括的な責任を担うため、総括責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項により選任された総括責任者が、病気その他の理由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに統括責任者を選任すること。

(総括責任者の職務及び知識経験等)

第6条 総括責任者の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者は、業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し甲の指示に従い、現場の総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

(2) 総括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めること。

(3) 総括責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、甲に報告し、その指示を受けるものとする

(労務管理等)

第7条 乙は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を遵守すること。

(2) 従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適切に配置し、作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努めること。

(3) 乙は、従事者の労務管理・人事管理上の一切の責任を負うこと。

(教育・訓練等)

第8条 乙は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。

2 乙は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事者に適切な指導を行うこと。

(緊急事態発生への対応)

第9条 乙は、地震、台風等の災害時及び火災等の緊急事態の発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 乙は、緊急事態が発生した場合には、直ちに従事者を所定の場所に配置し適切な対応を講ずるとともに、速やかに甲に通報すること。

3 乙は、緊急事態発生時の対応措置について、甲に書面で速やかに報告すること。

(秘密等の保持)

第10条 乙は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、業務の契約満了後も同様とする。

(関係法令の順守)

第11条 乙は、業務の履行にあたっては関係法令を遵守すること。

(契約終了時の業務引継)

第12条 乙は、契約の完了する日までのうち、甲が必要と認められる時期において、次期業務委託者等、甲が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。また、甲が指定する者への業務引継ぎは、引継書及び現地指導によるものとし、引継書の内容については、甲の承認を得なければならない。

(損害の賠償)

第13条 乙は、業務の遂行中に故意又は過失により、甲の建物、工作物、その他の備品等を破損又は滅失させた時、或いは、第三者へ対物、対人の損害を及ぼした場合、その損害を補償すること。

2 乙は、前号に掲げる事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告し指示を受けること。

(業務不履行時の処理)

第14条 乙の行う業務が、甲の求める基準を満たしていないと認められる場合は、甲は乙に対して改善の指示を行うことができる。

2 甲は、乙が前項の指示に従わない時、契約の解除又は期間を定めて業務の停止を命じることができる。

(疑義)

第15条 乙は、本業務の実施にあたり、仕様書に明記されていない細部の事項及び業務遂行中に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議を行い、問題の解決を図らなければならない

## 第2章 業務要領

(運転操作)

第16条 乙は、施設の運転管理にあたっては、運転管理マニュアル、機器取扱説明書、操作説明書に基づいて、適正にその業務を履行すること。

2 乙は、甲の実施する工事等に伴い、運転計画、管理方法の変更が必要な場合には、甲と協議して変更すること。

3 甲により、施設の停止及び運転等の指示があった場合は、速やかにその体制をとること。

(保守点検)

第17条 乙は、施設の保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書に基づいて実施すること。

2 乙は、予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失した場合は、乙が責任をもって補充すること。

(安全・衛生)

第 18 条 施設には、多くの機械・電気設備が設置され危険が潜んでおり、また酸素欠乏や有害ガスの発生が起こる恐れのある箇所があるので、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分留意すること。

2 し尿中には、種々の細菌や寄生虫卵等が多く含まれているので、衛生には十分留意すること。

(火災の防止)

第 19 条 乙は、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めること。

(盗難の防止)

第 20 条 乙は、現場における設備機器、備品工具等の盗難、及び不法侵入者の防止に努めること。

(清掃・整理整頓)

第 21 条 乙は、業務場所（作業員控室等含む）を適宜清掃（除草等含む）するとともに、不要な物品等は整理整頓し清潔に努めること。

(修繕等)

第 22 条 乙は、日常保守点検時にて発見した不良箇所や故障発生箇所を、備付工具、補修材料等を用い甲に承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、直ちにその状況を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 業務の履行上、乙の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を甲に報告するとともに、すべて乙の責任において処理すること。

(報告書等)

第 23 条 乙は、特記仕様書に基づき、日報、月報、年報、各種報告書を作成し、日報については、翌日に、各報告書については、指定された期日までに甲に提出すること。

### 第 3 章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第 24 条 乙が、業務履行のため必要とする物件で、甲が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(1) 支給物件

- ① 電気・水道・ガス
- ② 分析用試薬・油脂類
- ③ 予備品及び機器用消耗品
- ④ 清掃用消耗品

(2) 貸与物件

- ① 事務備品（机・椅子・ロッカー・書棚類）
- ② 保守点検用具・備付工具・工作用機器・草刈機
- ③ 水質分析用器具等
- ④ 図書類（施工図・取扱説明書・運転説明書等）
- ⑤ 車両等（汚泥運搬用ダンプトラック・除雪用ランドクルーザー・フォークリフト）
- ⑥ その他甲が必要と認める物

(3) 施設及び附帯設備等の使用

- ① 運転管理に必要な各室、詰所、トイレ他

2 乙は、貸与物件のリストを作成し、甲に提出すること。

3 甲は、支給物件等の使用状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

4 乙は、これらの支給物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用すること。

5 乙は、これらの物件等の紛失、損傷等または物件の不適切な使用があった場合には、乙の責任において補充し、若しくは現状復旧すること。

(乙の費用負担)

第 25 条 次の費用及び物件は、乙の負担とする。

- (1) 従事者の給料、手当、福利厚生費等の人件費及び損害賠償責任保険費用
- (2) 従事者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット及び各種安全用具等の物件
- (3) 甲が貸与する以外の事務用消耗品、通信運搬費、事務用備品等
- (4) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (5) 甲が支給し、貸与する物件以外のその他の業務に必要な費用
- (6) 業務の引継に必要な費用人件費

# 三戸地区衛生センター運営管理業務

## 特記仕様書

平成30年11月

三戸地区環境整備事務組合

# 特記仕様書

## 第1章 業務概要

(業務の概要)

第1条 業務の概要は次のとおりである。

(1) 業務名

三戸地区衛生センター運転管理業務

(2) 契約期間 契約締結日から平成34年3月31日まで

契約の内訳

準備期間：契約締結日から平成31年3月31日まで（業務習熟期間）

業務期間：平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(3) 契約方法

平成31年度から平成33年度までの債務負担行為を設定します。

(4) 業務習熟期間（準備期間）

契約締結日から平成31年3月31日までについては業務習熟期間とし、債務の発生はないものとします。

※（注1）業務期間へ遺漏なく移行するための十分な習熟体制をとること。

※（注2）現し尿処理施設運転管理業務受託従事者とともに従事するものとする。

(5) 業務場所

青森県三戸郡南部町大字相内字屋敷久保121-8

(6) 対象施設及び施設概要

① 施設名

三戸地区衛生センター

② 施設概要

処理能力：60KL/日（し尿51KL/日、浄化槽汚泥9KL/日）

処理方式：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過→活性炭吸着）

③ 運転条件（水質条件）

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1) PH     | 5.8～8.6                   |
| 2) BOD    | 5mg/L以下                   |
| 3) COD    | 10mg/L以下                  |
| 4) SS     | 5mg/L以下                   |
| 5) T-N    | 10mg/L以下                  |
| 6) T-P    | 1mg/L以下                   |
| 7) 硝酸性窒素等 | 1mg/L以下                   |
| 8) 色度     | 20度以下                     |
| 9) 大腸菌群数  | 1,000個/cm <sup>3</sup> 以下 |

④ 公害防止基準

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1) PH     | 5.8～8.6                   |
| 2) BOD    | 30mg/L以下                  |
| 3) COD    | 30mg/L以下                  |
| 4) SS     | 60mg/L以下                  |
| 5) 硝酸性窒素等 | 100mg/L以下                 |
| 6) 大腸菌群数  | 3,000個/cm <sup>3</sup> 以下 |

⑤ 運転時間

施設の運転は24時間連続とする。

⑥ し尿等搬入時間

し尿等の搬入時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日除く）の8時30分から16時までとする。

（業務の範囲）

第2条 業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 施設の運転管理業務

(2) 各処理設備・機器の運転操作監視

- ① 受入貯留設備
- ② 前処理設備
- ③ 一次、二次処理設備
- ④ 高度処理設備
- ⑤ 汚泥脱水設備
- ⑥ 脱臭設備
- ⑦ 電気計装設備
- ⑧ 給排水設備
- ⑨ 建築設備（建築電気、機械設備を含む）

(3) 各処理設備・機器の保守点検業務

- ① 日常点検（音・温度・振動・漏れ・損傷の目視確認）による異常の早期発見・処置対応
- ② 各機器類の取扱説明書に準じたオイル・グリス等の補充交換
- ③ 特殊な専門技術を必要とせず、施設備付けの工具・材料を使用して行える補修及び塗装
- ④ 操作盤、中央監視盤等の点検・清掃・表示灯の交換
- ⑤ 工業計器類の清掃、点検調整

(4) 処理薬品の甲への発注依頼、荷受、保管、在庫管理業務

(5) 水質分析業務（一般項目及び甲の指示する項目）

(6) し渣・脱水汚泥のクリーンセンターへの当日運搬回数のお知らせ、積込、運搬業務

(7) 各種備品及び支給消耗品の在庫管理

(8) 施設内外の美観維持、清掃、整頓

(9) 敷地内の草刈・除草

(10) 施設より発生する事業系ゴミ（可燃、不燃）の運搬業務

(11) 搬入道路、敷地内の除雪

(12) 土・日曜日及び祝日の施設の運転点検業務

(13) 施設全体において緊急な事態が発生した場合の処置対応業務

(14) その他施設運営に必要な事項

（従事者の届出等）

第3条 乙は、従事者となる者の氏名、年齢、資格とそれを証明する書類を提出すること。

（従事者の構成）

第4条 従業者の構成は、次のとおりとする。

- (1) 施設運転員 1名以上
- (2) 汚泥運搬員 1名以上
- (3) 水質分析員 1名以上

2 乙は従業者の中から総括責任者を選任すること。

3 従事者の構成は3名以上とするが、ただし、この業務に支障が無い範囲で甲が認めた場合は



この限りではない。

- 4 同条第1項第1号から第3号の従業者はそれぞれ兼務出来るものとするが、ただし1日の業務内であっては同条第1項第1号から第3号の業務時間にかち合ってはならない。
- 5 同条第1項第1号から第3号に掲げる業務に就く従事者は仕様書で定めるこれ以外の業務についても従事するものとする。

(有資格者等の配置)

第5条 乙は、次の資格を有する者及び運転に必要な知識及び実務経験者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任し届けること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定する廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設技術管理者）の資格要件を満たす者
- (2) 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者
- (3) 特定化学物質作業主任者
- (4) 有機溶剤作業主任者
- (5) 自動車運転免許証（普通以上）
- (6) 床上操作式クレーン技能講習終了者（特別教育でも可）
- (7) 玉掛技能講習終了者
- (8) フォークリフト技能講習終了者

2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

3 同条第1項に掲げる2号から8号については、従事者が業務開始日から6ヶ月以内に取得することを条件に可能とする。

(保全の職務)

第6条 乙は突発的に発生する故障で、部品交換及び簡易な修繕については甲に報告の上、実施すること。

2 乙は、甲が行う施設の修繕工事等には、工程及び内容を十分把握して、積極的に作業中の立合いを行い、完成後の試運転等に立会うこと。

(従事者の交代)

第7条 乙は、従事者の変更が必要なときは、原則として20日前までに有資格者証の写しを添えて甲に提出し、承諾を受けるものとする。

2 乙の従事者が交代するときは、十分に実務引継ぎ期間をもって交代するものとする。

3 従事者で、甲が不適格と認められた者については、甲と乙で協議のうえ交代させることができる。

(従事者の服装)

第8条 乙は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により従事者であることを明らかにすること。

2 従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防塵マスク、名札、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

(控室等の使用)

第9条 業務履行に必要な作業員控室、浴室等（以下「控室等」という。）は、契約期間中、無償で貸与する。

2 控室等の使用期間中、乙の責務で破損等があった場合には、乙の費用で直ちに修復しなければならない。

3 控室等の使用に伴う光熱費（電気・ガス・水道）の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約につとめなければならない。

4 控室等で使用する事務備品（机・椅子・ロッカー・暖房機等）については貸与するが、使用不能な物については乙が準備すること。

(完成図書、工具等の貸与)

第 10 条 乙は、業務履行上必要と認めた完成図書、特殊工具、及び刈り払い機その他貸与品については台帳を作成し、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 貸与品を損傷、または紛失した場合には、乙がこれを弁償する。

## 第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 11 条 業務内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本業務内容は、施設運転管理の一般的なものについて定めるものであり、本業務内容に明記なき事項であっても、施設の良い状態を維持するために、必要な事項について甲、乙協議のうえ必要な措置を講じること。

(2) 管理

業務において、責任者等を選出し、あらゆる状態において甲に報告の上、対処すること。また、業務に関する従事者の管理監督については、乙がすべての責任を負うものとする。

(3) 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、安全対策要領書等を作成し、十分な安全に留意すること。

- ① 酸素欠乏及び有ガス発生場所における作業
- ② 薬剤等の取扱作業
- ③ 高所作業
- ④ 電気作業
- ⑤ 高温、高圧作業
- ⑥ 粉塵等の発生場所における作業
- ⑦ 回転機械の取り扱い作業

(4) 作業計画

業務に関する作業を行うに当たっては、年間、月間及び週間作業計画を立案し、甲の承諾を受けるものとする。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を甲と十分に協議して決定するものとする。

(5) 施設の運転に関する作業

運転計画書、機器取扱説明書及び操作説明書に基づく各種施設の運転操作を実施すること。

(6) 業務に関する機器及び装置に共通する作業

業務に関する機器及び装置に共通する作業は次のとおりとする。

- ① 機器、装置、操作盤及び装置廻り等の床清掃
- ② プラント設備全体の整理・整頓・清掃
- ③ 設備機器巡視点検、記録
- ④ 各処理設備・機器の運転周期に伴う運転切替及び動作確認
- ⑤ 異常時（停電等含む）の適切な処置と甲への連絡
- ⑥ 突発的に発生する故障の応急措置及び甲への連絡
- ⑦ 運転、保守点検等の日報、月報、各種報告書及びその関係書類の提出

(7) 施設の運転管理業務

- ① 浄化槽汚泥搬入量等を参考にし尿・浄化槽汚泥の投入量の設定を行い、それに関連する

各処理設備・機器及び薬品、風量等の調整を行うこと。

② 搬入されたし尿・浄化槽汚泥は通常、毎週初めの朝の時点で貯留槽が空になるよう運転管理に努めること。

③ PH値、水質分析結果等の結果を踏まえ、生物処理、水質等が良好な状態を保つように常に風量、薬品等の設定調整に努め、運転管理すること。

(8) 処理薬品の甲への発注依頼、荷受、保管、在庫管理

① 各薬品貯留槽の残量確認をし、残量が少ない場合は補充すること。

② 薬品の荷受、保管、在庫管理をし、薬品の発注は運転に支障が出ないよう余裕をもって甲に依頼すること。

(9) 水質分析業務

① 乙は、施設の運転管理上必要な水質分析等について分析の知識があり、実施出来る従事者等を配置すること。

② 水質試験室及び分析機器、薬品等については、甲が貸し出しするものとする。

③ 水質分析試験の項目及び実施頻度は下記別表1に掲げる回数を実施するものとし、乙は月毎に分析実施計画書を甲に提出のうえ、了承を得ること。

別表 1

水質分析試験項目

試験項目\試料名	除渣し尿	除渣浄化槽汚泥	曝気槽液	遠心分離水	遠心濃縮汚泥	一次処理水	スクリーン分離水	セパレータ上澄水	砂ろ過処理水	活性炭処理水	放流水	脱水機供給汚泥	脱水分離液	脱水ケーキ	雑排水
水温			F			F		F				B			
pH	D	D	B	B		B	D	D	E	E	E	B			F
BOD(生物学的酸素要求量)	E	E						E			E				
SS(懸濁物質)	D	D	B	B	E	B		D	E		E	B			F
COD(化学的酸素要求量)	E	E		E		E	E	E	E	E	E				
T-N(全窒素)	E	E						E			E				
NH <sub>4</sub> -N(アンモニア性窒素)	E	E	B	B		B		E			E				
NO <sub>2</sub> -N(亜硝酸性窒素)															
NO <sub>3</sub> -N(硝酸性窒素)															
NO <sub>x</sub> -N(酸化態窒素)			B	B		B		E							
CL <sup>-</sup> (塩素イオン)	E	E		E		E					E				
全りん(T-P)											E				
色度				E		E	E	E	E	E	E				
大腸菌群数											E				
含水率												B		B	
アルカリ度				E		E									

〈凡例〉 A: 毎日実施  
 B: 週2回以上実施(毎日実施除く)  
 C: 週1回実施  
 D: 月2回以上実施(前記頻度除く)  
 E: 月1回実施  
 F: 前記頻度以外、不定期実施

(10) し渣、脱水汚泥運搬業務

① 甲が作成した年間汚泥運搬計画書に基づき、し渣、脱水汚泥をダンプトラックに取り出し、三戸地区クリーンセンターまで運搬すること。ダンプトラックは甲が乙に貸し出し

をする。

- ② 従事者は、当日の運搬回数を午前中に三戸地区クリーンセンターにFAXにて報告すること。
- ③ 従事者は、汚泥運搬計画書の運搬回数に変更があった場合は、甲に報告し了承を得たうえで変更すること。
- ④ 三戸地区クリーンセンターへの運搬時間については、三戸地区クリーンセンターより指定された時間内に運搬するものとする。
- ⑤ 従事者は、汚泥運搬計画書と施設の運転状況等による汚泥発生量を予測し、一週間の運搬計画を立て、金曜日までにし渣ホッパー、脱水汚泥ホッパーが空の状態にすること。
- ⑥ 1日の運搬回数は、最高3回までとする。

(11) 備品及び消耗品等の在庫管理

在庫の管理に関して、運転業務に支障が出ないように必要な物は甲と協議のうえ購入を依頼すること。

(12) 施設内外の美観維持、清掃、整頓

- ① 常に施設内及び敷地内の清掃を行い、美化に努めること。
- ② 施設内の排水用測溝について、巡回点検し泥や枝などの詰まりが著しい場合は、清掃すること。

(13) 敷地内の草刈り、除草、植樹の剪定・移植

- ① 甲が指定する敷地内の草刈作業を年3回実施すること。  
(草刈作業の範囲は別添図面参照のこと。)
- ② 草刈作業3回については、着手前、実施中、完了後の写真及び報告書にて提出すること。
- ③ 甲が指定する草刈作業以外についても、業務の空き時間を使って実施し敷地内の美観に努めること。
- ④ 植樹の枝剪定についても実施すること。又、甲が指定する植樹(2本予定)の施設内の別の場所への移植についても業務範囲に含むものとする。

(14) 事業系ゴミの運搬

- ① 乙は三戸衛生センターから排出する事業系ゴミを回収し三戸地区クリーンセンターへ運搬し処分すること。
- ② 事業系ゴミの運搬方法はし渣、脱水汚泥運搬時に一緒にダンプに積み込み、運搬すること。

(15) 搬入道路、敷地内の除雪

降雪による積雪があった場合で、甲が委託する除雪業者が除雪に来ていない時は速やかに貸付車両(ランドクルーザー)により除雪を行い、搬入道路の確保をすること。

(16) 土・日曜日及び祝日の施設の点検業務

第12条第1項第3号の規定によるものとする。

(17) 施設全般において緊急な事態が発生した場合の対処対応業務

第12条第1項第4号、第5号の規定によるものとする。

(18) その他業務

その他、甲と乙との協議により業務を実施すること。

(業務の就業等)

第12条 業務の就業等については次のとおりとする。

(1) 業務日

土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日、12月29日から翌年1月3日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)に掲げる日以外の日とする。ただし、業務日以外で臨時に搬入受入などがあり勤務の必要がある場合は、甲と協議すること。

- (2) 業務時間  
午前 8 時 15 分から午後 5 時まで。
- (3) 業務日以外の出勤  
業務日以外の施設休場日に 1 回程度従業者 1 名を出勤させ、施設の運転状況の確認・運転日報の記入、機器等の点検、し尿等の移送などの業務をすること。
- (4) 業務時間以外、災害、停電の緊急出動  
停電、災害等（組合災害時対応マニュアルによる）又は、業務時間以外で施設の異常を知らせる連絡があったときはただちに出勤し、その被害状況を速やかに甲に報告すること。軽微な施設の異常、停電等については、速やかに復旧作業に努めること。
- (5) 地震時の緊急出動  
業務日以外及び業務時間以外に震度 4 以上の地震が発生したとき（組合災害時対応マニュアルによる）は、すみやかに出勤し二次災害のおそれがないことを確認のうえ施設の被害状況を確認し、甲に報告すること。

#### （負担区分）

第 13 条 業務に関する負担区分は、一般仕様書第 21 条に規定するほか、次のとおりとする。

- (1) 甲が負担するもの
  - ① 薬品（ポリ鉄 G、苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダ、硫酸、高分子凝集剤、消泡剤、メタノール、塩酸等）
  - ② 活性炭、廃炭取出用フレコンバック
  - ③ 分析用試薬
  - ④ グリース類、モーター・ポンプ等オイル
  - ⑤ 予備品及び機器用消耗部品
  - ⑥ 貸付車両用燃料（ダンプトラック・ランドクルーザー・フォークリフト）
  - ⑦ 修繕費（乙の故意または過失による故障を除く）
- (2) 乙が負担するもの
  - ① 草刈機用燃料
  - ② 暖房機器用燃料
  - ③ 一般仕様書第 18 条に規定するもの

## 第 2 章 書類及び帳簿

#### （提出書類）

第 14 条 乙は、業務の着手までに、次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 着手届
  - (2) 業務総括責任者選任届
  - (3) 従事者履歴書
  - (4) 資格取得者名簿
  - (5) 緊急連絡体制表
  - (6) 作業員控室等使用願
  - (7) 車両等の賃貸借契約書
  - (8) その他、当局が要求する書類
- 2 乙は、事前に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、甲に変更届出書等を提出すること。
- 3 緊急又は特別な事項で第 1 項第 3 号の従事者名簿以外の者が従事する場合は、事前に届け出すこと。

#### 4 契約期間が満了したときは、速やかに完了届を提出しなければならない

(業務報告)

第 15 条 乙は、業務実績を明らかにするため、業務日報により毎日報告しなければならない。

また、月間管理実績、点検整備、小修理、支給品使用状況、故障事故等の各報告及び当局が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

(作業計画等)

第 16 条 乙は、毎月末までに翌月の作業計画、機器の整備点検計画（以下「作業計画等」という。）を立て、当局と協議しなければならない。

2 機器の整備点検計画は、当局が定める機器の整備点検基準に準拠しなければならない。

3 乙は、当局と協議して決定した作業計画等に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(業務打ち合わせ記録簿等)

第 17 条 乙は、業務遂行上の打ち合わせ及び指示事項並びに必要な連絡事項については、業務

打ち合わせ記録簿にその要旨、年月日、時刻、出席者及び指示者並びに記載者の氏名を記載しておかなければならない。

### 第 3 章 特記事項

(業務委託料の支払方法)

第 18 条 業務委託料の支払いについては、契約金額を 3 ヶ年で除した年額を 12 ヶ月で除した金額を支払ものとする。

2 契約金額(年額)を 12 月で除した金額に端数が出た場合は、年度末の 3 月分の業務委託料で調整の上、支払うものとする。

3 乙は、業務月報を甲に提出し、甲はこれを確認した後、乙からの月額業務委託料の請求書の受理後 30 日以内に甲は業務委託料を支払うものとする。

(定めのない事項)

第 19 条 この仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めがない事項が発生した時は、甲乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、業務上必要な事項については、この仕様書に明記していない事項であっても、甲の指示のもとに実施すること。